



フランスのソーシャル ネットワークサービス関連法

はじめに

私が所属するTMI総合法律事務所は、今年、日本の大手法律事務所では初めてパリにオフィスを開設しました。私自身は昨年までパリの別の法律事務所に出向してきましたが、TMIパリオフィスの立ち上げ準備に関わり、現在は同オフィスにて主にフランスで事業を展開する日系企業へのリーガルサービスを提供しています。

本稿では、デジタル関連の話題として、フランスで最近制定されたソーシャルネットワークサービス（SNS）に関する2つの法律についてご紹介します。

1. インフルエンサー規制法

1つ目は、2023年6月に制定されたソーシャルネットワークにおける商業的影響力の規制とインフルエンサーによる不正行為の撲滅を目的とした法律で、インフルエンサーによるSNS上の違法な広告や詐欺等の防止を目的として制定されました。

商業的なインフルエンサーとは、対価を得て、視聴者・読者間での自らの著名性を利用して、商品、サービス、理念を宣伝することを目的として、電子的手段によりコンテンツを発信する自然人又は法人と定義されています。

インフルエンサー、代理店および広告主は、一定の額を超える報酬や現物給付を見返りとする場合には、フランス法に準拠した義務的な記載事項を含む契約を書面で締結する義務を負います。義務的な記載事項には、知的財産権を含む当事者の権利義務の規定が含まれます。

インフルエンサーは、「広告」または「商

業的協力」という表示を明確に行い、画像処理によりシルエットの加工・修正や、AIによって生成されたコンテンツにはその旨を明記しなければなりません。

アルコールや食料品などの商業広告に関連する法規を遵守するほか、美容外科・美容医療、治療の抑制、治療行為・医薬品、ニコチン製品、暗号通貨等の金融商品、スポーツの予測など、一定の商品・サービスについては宣伝が禁止されます。

これらの義務に違反した場合には、2年の禁固刑と300,000ユーロまでの罰金が科される可能性があります。

インフルエンサー、代理店および広告主は、被害者に対して連帯責任を負い、EU域外に居住するインフルエンサーがフランスの公衆に向けて情報を発信する場合は、EUにおける代理人を選任し、EUの民事責任保険に加入する必要があります。

16歳未満の子供がSNS上で商業的な活動を行う場合は、労働法典の規定にしたがい親権者が広告主と契約し、報酬の一部は子供の成年まで預託機関に預けなければなりません。

2. デジタル成年の設定とオンラインヘイトの撲滅法

2つ目は、2023年7月に制定されたデジタル成年の設定とオンラインヘイトの撲滅を目的とする法律です。

TikTok、インスタグラムなどのSNSのユーザーの年齢はますます若年化し、フランスでも、親の監視が行き届かないところで、SNS上のハラスメント（いじめや嫌がらせ）や虚偽の情報、ヘイトなどの情報に接する危

険性が指摘されてきました。また、SNSへの投稿が犯罪を扇動したとされる事例が社会問題となりました。

同法律は、2004年のデジタル経済の信頼に関する法律（通称「LCEN」）を補足する形で、SNSの定義を追加し、プライバシーや肖像権の侵害や家庭、学校や職場でのハラスメント等の犯罪防止を明確に義務付けました。

また、親権者の同意なしでSNSに登録できる年齢が15歳に定められました（「デジタル成年」と呼ばれています）。また、15歳未満の子供がSNSに登録する際には、使用に伴うリスクや防止手段について知らせ、個人情報の使用および権利についても知らせなければなりません。さらに、子供によるSNS使用時間を管理し、定期的に通知しなければなりません。子供の親権者は、運営者に対し子供のアカウントの停止を要求することもできます。

同法律は、年齢や親権者の承認について確認するため、行政機関（フランス視聴覚・デジタル通信規制局）が作成する指標を遵守した技術的手段を用いるよう義務付けました。当局の是正要求を受けても手段が確保されていないと認められる場合には、パリ司法裁判所の決定により、SNS運営者の前年度の世界の売上高の1%を上限として罰金が科される可能性があります。

なお、「デジタル成年」の概念は既にあり、2018年5月に施行されたEU一般データ保護規則（GDPR）では、親権者の同意なしで自己の個人情報の処理について同意を与えることができる年齢を16歳に定め、かつ各加盟国は13歳を下回らないより低い年齢を定めることができるとされていますが、フランスではかかる同意可能年齢を、同じく15歳以上と定めています。しかし、実際には、ウェブ上で年齢を確認することが難しい問題が指摘されており、今回の法律の導入にあたっては年齢確認の有効な技術的手段を見つけることが鍵となります。

さらに、SNS運営者は、ヘイトの扇動、暴力の扇動などに加え、人格権、プライバシーの侵害、安全を損ねるコンテンツや、恐喝や嫌がらせを助長するような違法コンテンツを見つけた場合に、すべてのユーザーが容易に通報できる措置を整備しなければならず、ハラスメントの防止のメッセージを表示し、通報者の支援措置を告知しなければなりません。

同法律の規定は、欧州委員会により適合の決定を受けた後、施行令により施行日が定められることとなります。

おわりに

多様な文化や価値観が共存し、議論を好み、街頭に繰り出してデモをするフランスでも、SNSは新しい情報発信やコミュニケーションの場になっています。しかし、使い方によっては誹謗中傷や犯罪の扇動など他者を傷つける危険を孕むため、表現や言論の自由を尊重しながら、他者の人権やプライバシーや安全を侵害しないようバランスをとることが重要です。



2023年春に開設されたTMIパリオフィス

筆者紹介

千田 多美

フランス弁護士。TMI総合法律事務所勤務。2023年春に開設されたTMIパリオフィスに駐在中。フランスに進出・投資する日系企業の法務をサポートしている。